

# 関連施策（機構集積協力金）

農地中間管理機構へ農地をまとめて貸し付けたりすることで、市町を通じて協力金の交付を受けることができます。

## 【地域に対する支援】

● **地域集積協力金** ※令和3年度から同一年度内に「集積タイプ」と「集約化タイプ」の重複交付が可能となりました。

### 1 集積タイプ

- (1) 交付対象地域  
同一市町内の一定区域で、全域が実質化又は工程表が公表された同一の人・農地プランのエリア内(区域の外縁が明確である場合に限る)
- (2) 交付要件  
交付対象面積の10%以上が新たに担い手に集積される必要があります。  
※1 「新たに担い手に集積される」とは、機構に貸し付けられた日の前年度の3月末時点から機構へ貸し付けられるまでの間継続して担い手以外の経営体が所有権や賃借権等に基づき耕作をしていた農地が、機構を介して担い手に貸付けされることをいいます。  
※2 令和3年度から担い手が不足する地域で新規就農者等を確保しながら担い手への農地集積に取り組む場合は、申請時の割合が1/2に緩和されました(但し翌々年度までに1割以上を達成する必要があります)。

### (3) 交付単価

- 一般地域(機構活用率)  
区分1 20%超40%以下:1.0万円/10a 区分2 40%超70%以下:1.6万円/10a  
区分3 70%超:2.2万円/10a ※2回目以降の申請は、区分1の活用率が10%超に緩和
- 中山間地域(機構活用率)  
区分1 4%超15%以下:1.0万円/10a 区分2 15%超30%以下:1.6万円/10a  
区分3 30%超50%以下:2.2万円/10a 区分4 50%超:2.8万円/10a

### 2 集約化タイプ

- (1) 交付対象地域 1 (1) に同じ
- (2) 交付要件：以下のいずれかの要件を事業実施の翌々年度まで満たす必要があります。  
①地域の農地面積に占める担い手の1ha以上（中山間地域及び樹園地は0.5ha以上）の団地面積の割合が20ポイント以上増加  
②既に担い手の1ha以上の団地面積の割合が40%以上の地域において、担い手の1団地当たりの平均面積が1.5倍以上に増加
- (3) 交付単価  
○機構の活用率 区分1 40%超70%以下:0.5万円/10a 区分2 70%超:1.0万円/10a

## 【出し手個人に対する支援】

● **経営転換協力金：経営転換・リタイアする場合の支援**(5年間で段階的に縮減・廃止)

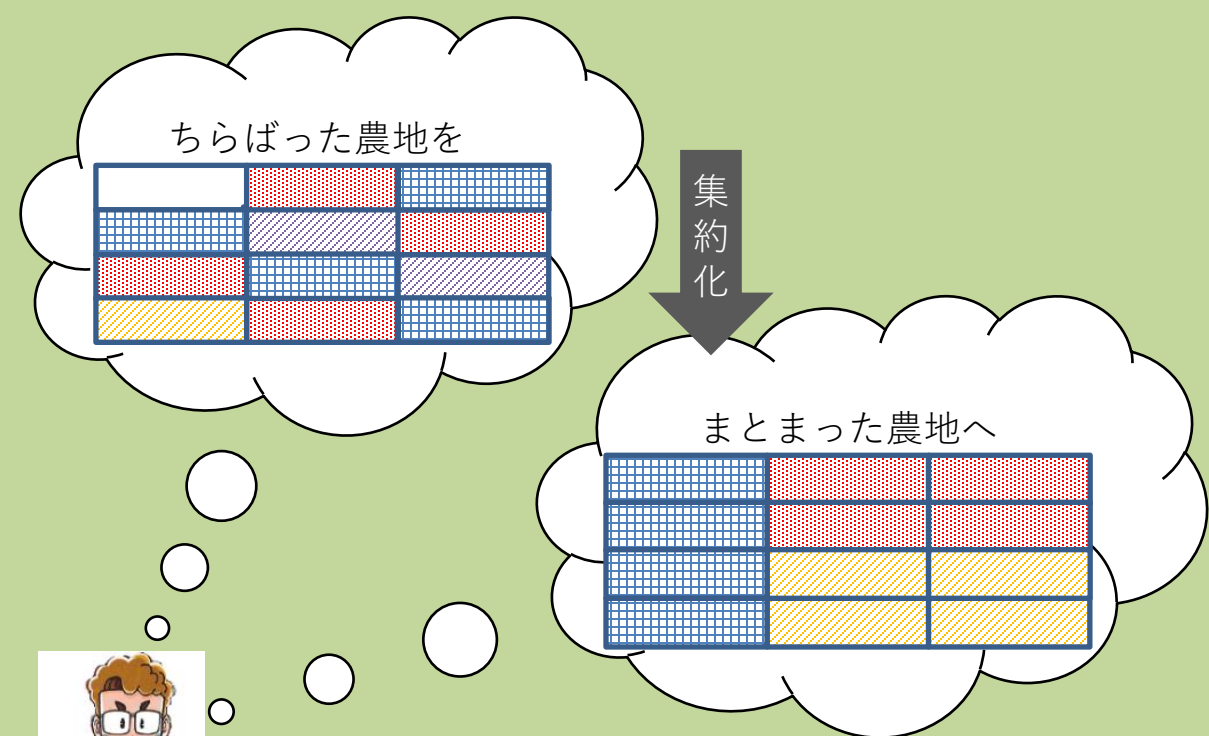
- (1) 交付対象者 ①農業部門の減少により経営転換する農業者、②リタイアする農業者、③農地の相続人で農業経営を行わない者
- (2) 交付要件  
①全農地(自作地)を10年以上機構に貸し付け（農振地域外の農地、農振地域内の10a未満の農地、経営転換の場合の減少部門以外の作物を栽培する農地、機構が借り受けない農地を除く）かつ、機構から受け手に貸し付けられること（1筆以上の転貸確認でよい）  
②遊休農地の所有者は、解消が必要（ただし、農業委員会が行う利用意向調査により機構への貸付意思を文書で示した者を除く。）
- (3) 交付単価 令和3年度 1.5万円/10a（上限50万円/戸）  
令和4・5年度 1.0万円/10a（上限25万円/戸）

## お問い合わせ先（TEL）

農地中間管理機構	公益財団法人 三重県農林水産支援センター	0598-48-1228
県庁	農林水産部 担い手支援課	059-224-2354
県事務所：農地中間管理事業推進チーム		
桑名農政事務所地域農政課	0594-24-7421	伊勢農林水産事務所地域農政課 0596-27-5164
四日市農林事務所地域農政課	059-352-0629	伊賀農林事務所地域農政課 0595-24-8108
津農林水産事務所地域農政課	059-223-5102	尾鷲農林水産事務所地域農政課 0597-23-3498
松阪農林事務所地域農政課	0598-50-0515	熊野農林事務所地域農政課 0597-89-6122

# 人・農地プランの作成に 農地中間管理機構を活用しよう！

## 農地集約のイメージ（農地利用図）



『まず、**図面**で農地利用の「見える化」を進めよう！』

三重県は、公益財団法人三重県農林水産支援センターを農地中間管理事業の実施機関である農地中間管理機構として指定をしました。  
農地中間管理事業は、地域の農業を将来にわたって守るため、皆様が大切にされている農地をお預かりして、担い手農家に集積・集約化する事業です。どうぞ、安心して機構へお預けください。



三重県知事からのメッセージ

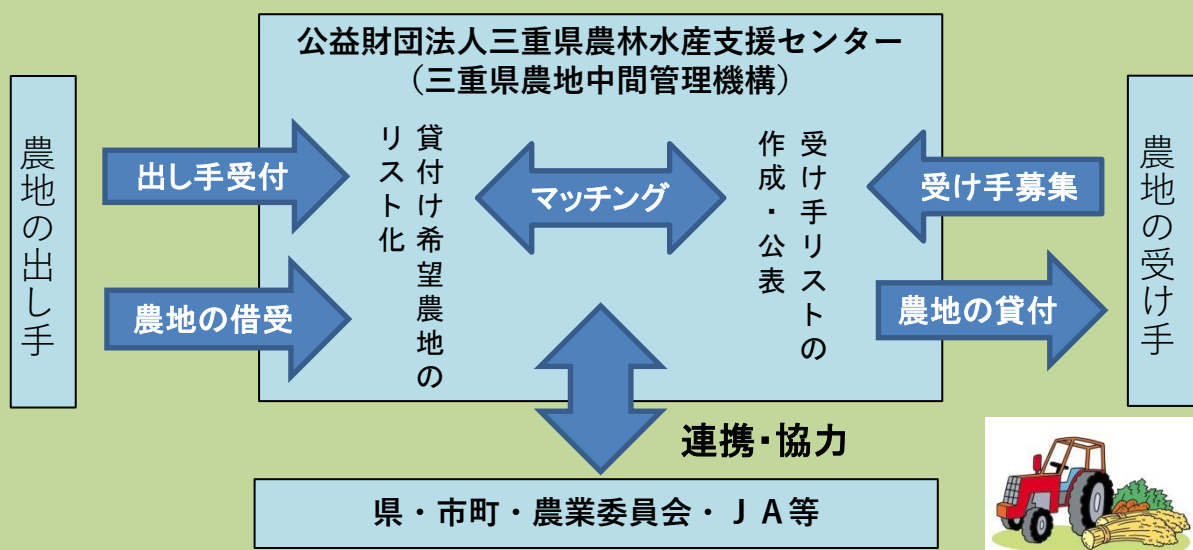
令和3年4月  
三重県

公益財団法人三重県農林水産支援センター

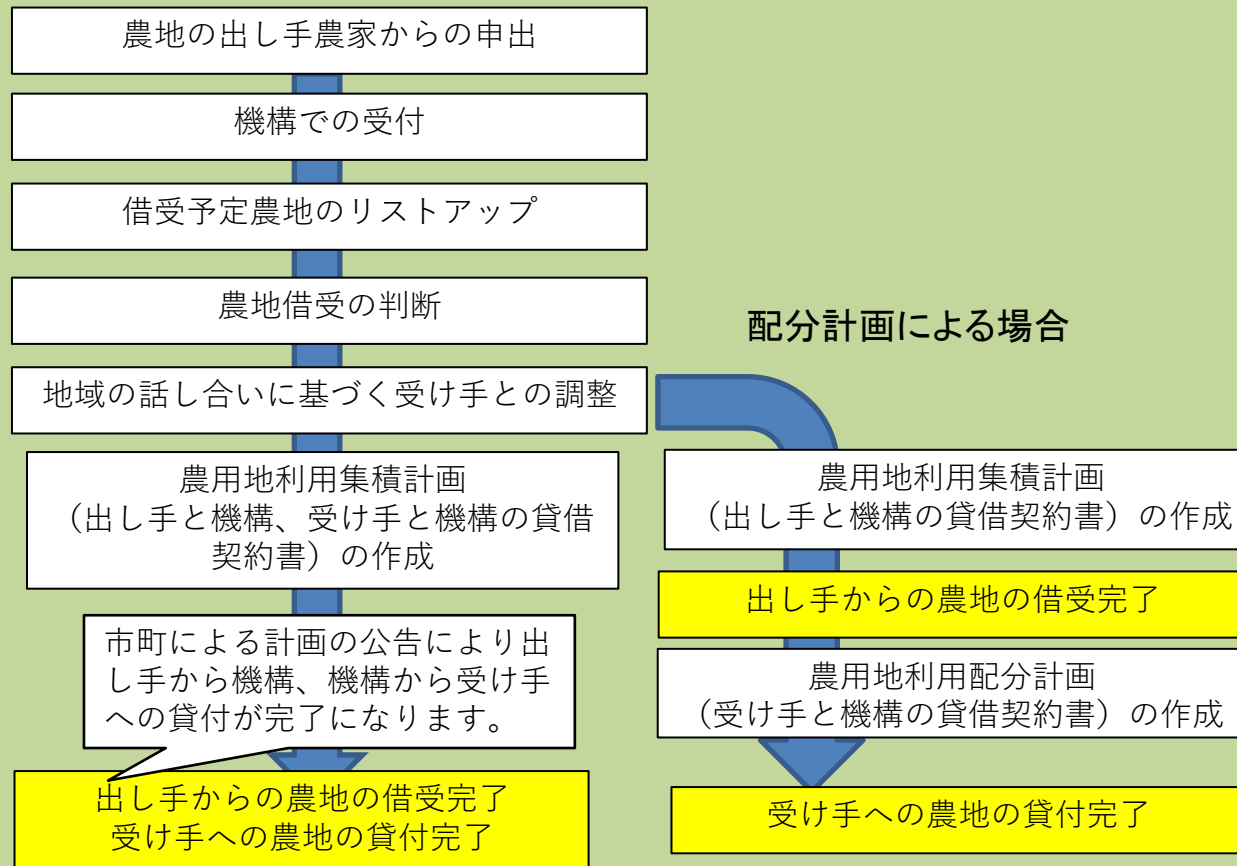
## 農地中間管理事業の概要

農地中間管理事業は、規模縮小農家、離農農家等から農地を借り受け、規模拡大等を望む担い手農家等へ一定の貸付ルールに基づき、農地を貸し付けること及び必要に応じて農地管理や条件整備（基盤整備等）を行うことにより、農地の利用の効率化や高度化の促進を図り、農業生産性の向上を目指す事業です。

## 農地中間管理事業の仕組み等



## 農地の貸付を希望する方(出し手)へ



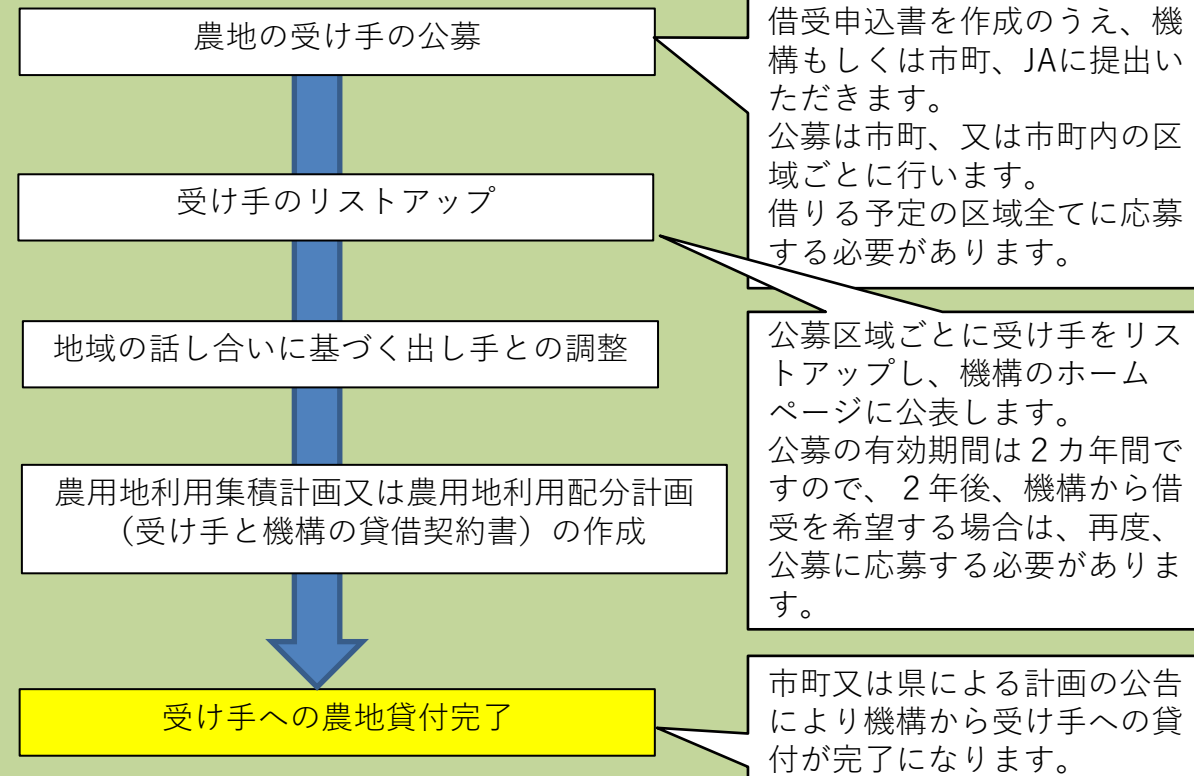
## 農地中間管理事業のメリット

出し手		受け手		地域
公的な機関（機構）が預かるので安心 契約が終われば農地が確実に戻る	公的な機関（機構）が賃料を回収するので必ず賃料が振り込まれる	出し手が複数いても契約は公的な機関（機構）とだけすれば良い	賃料は、公的な機関（機構）へ支払うので、一括して支払える	人・農地プラン等地域合意に基づく土地利用の推進が図れる。
要件を満たせば機構集積協力が受けられる	市町が利用集積計画を作成するので契約書作成等が不要	公的な機関（機構）が間に入るので安心	市町等が利用集積計画等の作成をするので契約書作成等が不要	現状の担い手が耕作できなくなった場合の利用調整が容易。



農地中間管理事業は、県、機構と市町、農業委員会、JA等関係機関が連携・協力して推進しています。  
担い手への農地集積・集約化が図られるよう、あなたの集落や地域でも将来の農地利用に向けた「話し合い」を進めましょう！

## 農地の借受を希望する方(受け手)へ



市町又は県による計画の公告により機構から受け手への貸付が完了になります。